

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 大字の設置  
土地改良区の定款変更認可  
通信地図の修正測量の終了  
国民健康保険法に基く条例変更認可
- ◇人委規則  
職員等の旅費の支給に関する規則の一部改正  
警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則
- ◇公告  
家畜人工授精講習会修業試験の合格者  
生活改良普及員臨時資格試験の実施  
生活改良普及員資格試験の合格者
- ◇叙任及び辞令 青木久与外

## 告示

### 鳥取県告示第三百六十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、昭和二十九年七月一日から岩美郡岩美町において次のとおり、従前の田後村及び網代村の区域に大字を設置した旨岩美町長職務執行者から届出があつた。

昭和二十九年七月二十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

設置する区域 新たに設置する大字の名称

従前の田後村の区域 田後

網代村の区域 網代

### 鳥取県告示第三百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款変更について、次のように認可した。

昭和二十九年七月二十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

土地改良区の名称 認可年月日  
 北条砂丘土地改良区 昭和二十九年七月十九日  
 七箇堰 ” ”  
 羽合 ” ”

**鳥取県告示第三百七十一号**  
 昭和二十九年度第一・四半期分通信地図の修正測量を終了した旨広島郵政局長から通知を受けた。

昭和二十九年七月二十三日  
 鳥取県知事 西 尾 愛 治

**鳥取県告示第三百七十二号**

国民健康保険を行つてゐる次の村に対し、国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項の規定に基く条例変更を認可した。

昭和二十九年七月二十三日  
 鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 国民健康保険を行つてゐる村 認可年月日  
 蒲生村 昭和二十九年六月二十九日

**鳥取県告示第三百七十三号**  
 国民健康保険を行う次の町に対し、国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項の規定に基く条例変更を認可した。

昭和二十九年七月二十三日  
 鳥取県知事 西 尾 愛 治  
 一 国民健康保険を行う町 認可年月日  
 東伯郡三朝町 昭和二十九年六月三十日

**鳥取県告示第三百七十四号**

国民健康保険を行う次の町に対し、国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項の規定に基く条例制定を認可した。

昭和二十九年七月二十三日

**人事委員会規則**

職員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年七月二十三日  
 鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 藏  
**鳥取県人事委員会規則第十三号**  
 職員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員等の旅費の支給に関する規則（昭和二十七年鳥取県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。  
 第十三条第一項中第二号を第三号とし、第二号として

鳥取県知事 西 尾 愛 治  
 一 国民健康保険を行う町 一 認可年月日  
 東伯郡北条町 昭和二十九年六月一日

次のように加える。

二 捜査上の必要により証人、参考人等として招致した者の旅費は前号の規定にかかわらず三級の職務にある者として計算した額。

第二十条を次のように改める。  
 第二十条 条例第三十一条第一項に規定する調整の基準は左の各号に掲げるとおりとする。

一 職員の職務の級がさかのぼつて変更された場合において、当該職員が既に行つた旅行については、その変更に伴う旅費額の増減は行わないものとする。

二 県内にあつては三日以上、県外にあつては七日以上の期間にわたる講習、研修等を受けるため、職員が旅行する場合、その講習、研修等が開始される日から終了する日までの間の日当及び宿泊料は、別表第五のとおりとする。但し特別の事情がある場合にはこの限りでない。

三 旅行者が公用の交通機関、宿泊施設を無料で利用し又は公用で交通機関、宿泊施設を無料で利用して旅行

した場合には、その区間の鉄道賃、船賃、車賃又は宿泊料は支給しないものとする。公用の自動車により旅行をした場合の日は、陸路五十キロメートル未満の場合にあつては日当定額の二分の一に相当する額とする。但し在勤地内旅行にあつては第十九条の規定による日当の額とする。

四 水産試験船、取締船及び実習船に乗り組む職員が試験調査、取締及び実習等のため一日につき、水路五時間未満の航海を行った場合には日当を支給しないものとする。

五 旅行者が旅行中の公務傷病により旅行先の医療施設等を利用して療養したため、条例別表第一の日当及び宿泊料を支給することが適当でない場合には、当該療養中の日当及び宿泊料の二分の一に相当する額は、これを支給しないものとする。

六 赴任に伴う現実の移動の路程が旧在勤地から新在勤地までの路程に満たないときは、その現実の路程に応じた条例別表第二の移動料定額による額とする。

七 職員が被疑者、被送還外国人等を護送するため又は移動警察用務のため旅行する場合に支給する旅費は、鉄道賃、船賃については最下級の運賃、車賃については実費の額とする。

八 県の経費以外の経費から旅費が支給されるため、正規の旅費を支給することが適当でない場合には、当該旅行のうち県の経費以外の経費から支給される旅費に相当する旅費は支給しないものとする。

九 前各号に定める外、条例に定める旅費を支給することが不適当と認められるときは、任命権者は人事委員会の承認を得て別に定める旅費を支給することができる。別表第三(日額旅費)に次の三号を加える。

十二 派出所及び駐在所に勤務する警察官

十三 警察署に勤務し外勤監督のため巡回する警察官

十四 警察署に勤務し犯罪捜査、警備調査及び防犯調査等の事務及び補助事務に従事する警察職員

別表第五を次のように改める。

別表第五(講習、研修等の旅費)

事由	日当	宿泊料		支給条件
		甲地方	乙地方	
県内における三日以上における講習、研修等の場合	三〇〇円		九〇円	警察学校の寄宿舎に宿泊した場合は(新任訓練中の巡査見習生には支給しない。)
	六〇〇円		三五〇円	その他に宿泊する場合は、講習、研修等の期間が七日以上二十日未満のときは、七日以上の部分につき上記の額とする。
県外における七日以上における講習、研修等の場合	九〇〇円	五〇〇円	四〇〇円	講習、研修等の期間が二十日以上四十日未満のときは、条例第十條第一項の規定にかかわらず、四十日以上の部分につき上記の額とする。
	六〇〇円	四〇〇円	三〇〇円	講習、研修等の期間が四十日以上六十日未満のときは、条例第十條第一項の規定にかかわらず、六十日以上の部分につき上記の額とする。
	六〇〇円	三〇〇円	二〇〇円	講習、研修等の期間が六十日以上九十日未満のときは、条例第十條第一項の規定にかかわらず、九十日以上の部分につき上記の額とする。

別表第八(添付書類)第一号十一中「第七」を「第五」に改める。

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十九年七月一日以後の旅行から適用する。

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則をここに公布する。

昭和二十九年七月二十三日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第十四号

警察職員の退職手当の額から控除する額に

関する規則

鳥取県職員退職手当支給条例の特例に関する条例（昭和二十九年鳥取県条例第四十五号。以下「条例」という。）第四条の規定に基き控除する額は、その者が条例施行前に退職した際支給された退職手当の額の算出の基礎となつた俸給（給料）月額で、この俸給（給料）月額に対応する別表通し号給表の号給に対し、その者が退職する際に規定している別表通し号給表の給料月額を除して得た率を、条例施行前に退職した際支給された退職手当の額に乗じて得た額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表 通し号給表

00044

第2534号

報 公 果 取

鳥

金曜日

昭和29年7月23日

7

通し号給	退職した日及びその日における俸給(給料)月額						
	自昭和23.1.1 至昭和23.5.31	自昭和23.6.1 至昭和23.11.30	自昭和23.12.1 至昭和25.12.31	自昭和26.1.1 至昭和26.9.30	自昭和26.10.1 至昭和27.10.30	自昭和27.11.1 至昭和28.12.31	自昭和29.1.1
	円	円	円	円	円	円	円
1	1,000	1,300	2,400	3,000	3,600	4,400	4,900
2	1,050	1,370	2,470	3,000	3,700	4,500	5,000
3	1,100	1,430	2,541	3,050	3,800	4,600	5,100
4	1,150	1,500	2,613	3,150	3,900	4,700	5,200
5	1,200	1,560	2,688	3,250	4,000	4,800	5,300
6	1,250	1,630	2,765	3,350	4,100	4,900	5,400
7	1,300	1,690	2,844	3,450	4,200	5,000	5,500
8	1,350	1,760	2,926	3,550	4,300	5,100	5,600
9	1,400	1,820	3,009	3,650	4,400	5,200	5,700
10	1,450	1,890	3,096	3,750	4,500	5,300	5,800
11	1,500	1,950	3,184	3,850	4,600	5,400	5,900
12	1,550	2,020	3,275	4,000	4,750	5,550	6,050
13	1,600	2,080	3,369	4,150	4,900	5,700	6,200
14	1,650	2,150	3,466	4,300	5,050	5,850	6,400
15	1,700	2,210	3,565	4,450	5,200	6,000	6,600
16	1,750	2,280	3,667	4,600	5,350	6,200	6,900
17	1,800	2,340	3,772	4,750	5,500	6,400	7,200
18	1,850	2,410	3,880	4,900	5,700	6,650	7,500
19	1,900	2,470	3,991	5,050	5,900	6,900	7,800
20	1,950	2,540	4,105	5,200	6,100	7,150	8,100
21	2,000	2,600	4,223	5,350	6,300	7,400	8,400
22	2,050	2,670	4,344	5,500	6,500	7,650	8,700
23	2,100	2,730	4,468	5,700	6,700	7,900	9,000
24	2,150	2,800	4,596	5,900	6,900	8,150	9,300
25	2,200	2,860	4,727	6,100	7,100	8,400	9,600
26	2,300	2,990	4,863	6,300	7,300	8,650	10,000
27	2,400	3,120	5,002	6,500	7,550	8,950	10,400
28	2,500	3,250	5,145	6,700	7,800	9,250	10,800
29	2,600	3,380	5,292	6,900	8,050	9,550	11,200
30	2,700	3,510	5,444	7,100	8,300	9,850	11,600
31	2,800	3,640	5,600	7,300	8,600	10,250	12,100
32	2,900	3,770	5,760	7,500	8,900	10,650	12,600
33	3,000	3,900	5,925	7,800	9,250	11,100	13,100
34	3,100	4,030	6,094	8,100	9,600	11,550	13,600
35	3,200	4,160	6,269	8,400	9,950	12,000	14,100
36	3,300	4,290	6,448	8,700	10,300	12,450	14,600
37	3,400	4,420	6,633	9,000	10,650	12,900	15,100
38	3,500	4,550	6,823	9,300	11,000	13,400	15,600
39	3,600	4,680	7,018	9,600	11,400	14,000	16,300
40	3,700	4,810	7,219	9,900	11,800	14,600	17,000
41	3,800	4,940	7,426	10,200	12,200	15,200	17,700
42	3,900	5,070	7,638	10,500	12,600	15,800	18,400
43	4,000	5,200	7,857	10,800	13,000	16,400	19,100
44	4,100	5,330	8,082	11,100	13,500	17,100	19,800
45	4,200	5,460	8,313	11,400	14,000	17,800	20,500
46	4,300	5,590	8,551	11,700	14,500	18,500	21,200
47	4,400	5,720	8,796	12,100	15,000	19,200	22,000
48	4,600	5,980	9,047	12,500	15,500	20,000	22,800
49	4,800	6,240	9,306	12,900	16,000	20,800	23,600
50	5,000	6,500	9,573	13,300	16,600	21,600	24,400
51	5,200	6,760	9,847	13,700	17,200	22,400	25,300
52	5,400	7,020	10,120	14,200	17,800	23,300	26,200
53	5,600	7,280	10,419	14,700	18,400	24,200	27,300
54	5,800	7,540	10,717	15,200	19,000	25,100	28,400
55	6,000	7,800	11,024	15,700	19,600	26,200	29,500
56	6,200	8,060	11,339	16,200	20,400	27,300	30,600
57	6,400	8,320	11,664	16,700	21,200	28,400	31,700
58	6,600	8,580	11,998	17,200	22,000	29,500	32,800
59	6,800	8,840	12,341	17,700	22,800	30,600	33,900
60	7,000	9,100	12,695	18,300	23,600	31,900	35,300
61	7,200	9,360	13,058	18,900	24,400	33,200	36,700
62	7,400	9,620	13,432	19,500	25,200	34,500	38,100
63	7,600	9,880	13,816	20,100	26,200	35,900	39,600
64	7,800	10,140	14,212	20,800	27,200	37,300	41,100
65	8,000	10,400	14,619	21,500	28,200	38,800	42,700
66	8,400	10,920	15,037	22,200	29,200	40,300	44,300
67	8,800	11,440	15,467	22,900	30,300	41,800	45,900
68	9,200	11,960	15,910	23,600	31,400	43,300	47,500
69	9,600	12,480	16,365	24,300	32,500	44,800	49,100
70	10,000	13,000	16,834	25,000	33,600	46,300	50,700

公 告

昭和二十九年六月実施の家畜人工授精講習会修業試験の合格者は次のとおりである。

昭和二十九年七月二十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

牛の人工授精講習会修業試験合格者

- |       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 小谷 勝清 | 角 協   | 田平 睦男 |
| 佐藤 一  | 枝谷満司郎 | 野口 進  |
| 倉本 朝吉 | 唐鎌 祐明 | 石倉 晃  |
| 山本 幹人 | 河村 幸治 | 当別当義美 |
| 横山 典弘 | 金本 正博 | 岡本 英雄 |
| 宮脇 公平 | 細田 政公 | 逸見 淳  |
| 河上 松藏 | 高塚 峰憲 | 岩田 功  |
| 三上 一二 | 後藤 幸雄 | 後藤美佐雄 |
| 五十嵐一男 | 松田 宗秋 | 婦木 清司 |
| 中島 恭  | 若槻 益雄 | 山本 新松 |
| 高刀 稔二 | 橋本 信市 | 福政 逸孝 |

豚の人工授精講習会修業試験合格者

- |      |       |       |
|------|-------|-------|
| 清水 登 | 浜口 勝一 | 富山 泰三 |
| 前谷 勇 | 前河 幸一 | 山中 政朗 |

鳥取県改良普及員資格試験及び資格認定に関する条例（昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十九号）第二条の規定に基づき、臨時に昭和二十九年生活改良普及員資格試験を次のとおり行う。

昭和二十九年七月二十三日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 受験資格

（一）学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学、都道府県立農業講習所、財団法人鯉淵学園若しくは学校法人自由学園最高学部において、農業若しくは家政に関する正規の課程を修めて卒業した者及び当該課程を修める者のうち、試験実施期日から起算して三ヶ月以内に卒業見込の者、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学、旧専

門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校若しくは旧財団法人農民教育協会高等農事講習所において農業若しくは家政に関する正規の課程を修めて卒業した者、専門学校卒業程度検定期程（昭和十八年文部省令第四十六号）により農業に関する学科目の検定に合格した者又は旧実業学校教員検定ニ關スル規程（大正十一年文部省令第四号）若しくは旧中学校、高等女学校教員検定期程（明治四十一年文部省令第三十二号）により農業若しくは家政に関する学科目の検定に合格した者。

□ 学校教育法による高等学校、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校、旧実業学校令（明治二十二年勅令第二十九号）による実業学校、旧高等女学校令（明治三十二年勅令第三十一号）による高等女学校、旧中学校令（明治三十二年勅令第二十八号）による中学校若しくは学校法人自由学園高等科を卒業した者又は大学入資格検定期程（昭和二十六年文部省令第十三号）旧専門学校入

者検定期程（大正十三年文部省令第二十二号）若しくは旧実業学校卒業程度検定期程（大正十四年文部省令第三十号）による検定に合格した者で、卒業又は検定合格後当該試験の実施期日までに、左のイ若しくはロの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が三年以上に達するもの。

イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の農業若しくは家政に関する試験研究機関又は教育機関における農業又は家政に関する試験研究又は教育。

ロ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における農業又は家政に関する技術についての普及指導奨励又は実務。

□ 旧中等学校令による中等学校を卒業した者及びこれと同等以上の学力を有する者を入学又は入所資格とする教育機関（第一号に規定するものを除く。）において、農業又は家政に関する課程を修めて卒業した者で、当該試験の実施期日までに、当該教育機

関における修業年限と前号イ若しくはロの職務に従事した期間又はその通算期間との合計が三年以上に達するもの。

四 外国の学校又は日本国以外の地域において、旧日本帝国法令による学校を卒業した者で、当該学校の修業年限及び課程が前一号に相当すると認められたもの。  
 田 外国の学校又は日本国以外の地域において旧日本帝国法令による学校（前号の学校を除く。）を卒業した者で、当該学校の修業年限及び課程並びに卒業後日本国又は日本国以外の地域において従事した職務が前二号に相当すると認められたもの。

二 試験実施方法

（一）受験受願書類受付期間

昭和二十九年八月 二日から  
 同 年八月三十一日まで

（二）受験出願書類提出先

鳥取市東町 鳥取県農業改良課

（三）試験期日

自昭和二十九年九月二十三日  
 至同 年九月二十五日  
 毎日午前九時より午後五時まで

四 試験場所

第一試験場 鳥取市二階町 鳥取保健所  
 第二試験場 米子市角盤町 米子保健所

田 試験項目

試験は、筆記試験、実地試験及び口述試験に分けて行う。

筆記試験は、次の必須項目と選択項目について行う。選択項目は次の中適宜二項目を選定して受験するものとする。

必須項目	選択項目
農業一般	教育
家事経済	育児
被服及び住居	看護
食物及び栄養	家庭物理化学
家庭保健及び衛生	家庭生物

- 内 筆記試験は、新制大学卒業程度で行う。
- ロ 実地試験は、農民に対し農民生活の改善に関する教示及び実地展示を行うため必要な技術及び知識について行う。
- ハ 口述試験は、社会常識その他改良普及員として必要な能力について行う。
- ニ 出願書類
  - 1 受験願書（別記第一号様式）
  - 2 履歴書（別記第二号様式）
  - 3 写真（最近六箇月以内に撮影した正面、上半身、無帽の手札型で無台紙のもの、裏面に氏名及び撮影年月日を自署すること）
  - 4 最終学校卒業証明書又は試験検定合格証明書
  - 5 受験有資格者であることを証明する資料（別記第三号様式）
  - 6 身体検査書（県立保健所発行のもの）
- ヘ その他試験場変更の場合は受験者に通知する。

別記第一号様式（日本標準規格B5）

受験願書

本籍地

現住所

氏（ふりがな）  
年 月 日生

受験希望地

選択項目（何々、何々）

生活改良普及員資格試験を受けたいので関係書類を添えて出願します。

年 月 日

右

氏 名 〇

鳥取県知事 氏 名 殿

別記第二号様式（用紙和紙）

履歴書

本籍地

現住所

氏（ふりがな）  
年 月 日生

氏 名 〇  
所属長職名

学歴  
職歴  
賞罰

右のとおり相違ありません。

年 月 日

右

氏 名 〇

別記第三号様式（日本標準規格B5）

受験資格証明書

職名

氏名

年 月 日生

一 普及、指導奨励又は実務に従事した期間及び勤務場所

一 試験研究に従事した期間及び勤務場所

一 教育に従事した期間及び勤務場所

右相違ないことを証明する。

昭和二十九年鳥取県生活改良普及員採用試験合格者を次のように公告する。

採用候補者名簿の効力は昭和二十九年七月二十四日から昭和三十年七月二十三日までとする。

昭和二十九年七月二十三日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 藏

昭和二十九年鳥取県生活改良普及員採用

試験合格者

受験番号 氏 名

六 米谷 直子

一〇 小畑 政野

七 松浦 信行



